

岩手県告示第548号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
オレンジ薬局 金ヶ崎店	胆沢郡金ヶ崎町西根鐘水180番地5	平成27年4月1日
阿部歯科医院	大船渡市立根町字宮田70番地9	平成27年5月8日
山田中央薬局	下閉伊郡山田町境田町3番 境田仮設棟A-3	平成27年5月11日
あかり薬局 太日通り店	奥州市水沢区太日通り二丁目6番33号	平成27年6月1日